

2015 年 3 月 19 日

## 原告準備書面 1

被告巫の答弁書・準備書面1、と題した書面の認否、反論・主張趣旨が判然としない。おそらく全面否認・不知であり、争う姿勢と思料するが、迅速な裁判と効率から原告は法律上の争訟、及び主張として、以下の三点に争点整理をして訴訟提起をした。

- 1 争点 A 虚偽表示・不当表示
- 2 争点 B 共同不法行為に基づく名誉毀損・侮辱罪・威力業務妨害
- 3 争点 C プロバイダ責任制限法違反

これに対して被告巫は、この三点の争点提起を無視する、争点量かしを狙った以下の僅か4行で片付けている、不誠実極まりなく、事件屋ならではの被告巫の所為である。

### 3. 「第 4 法律上の争訟及び主張と争点」について

この節の主張等は、すべて、巫が「週刊相場情報掲示板」の管理人であることを前提とするものであるが、前節で述べたとおり、その前提は原告の根拠のない憶測でしかなく、したがって、本節の主張等はすべて理由のないものである。

#### 1-1 被告巫の反論に対する、原告の反論と主張

訴状 2 ページの平成 25 年(ワ) 3072 号および平成 25 年(ワ) 2800 号事件の判決書の抜粋については、筆者が抜粋の意図を記述していないので、そもそも、主張とは認めがたいが、同判決書における原告の主張を要約した内容を承認した上で、これを原告の主張として使用しているものと解する。同ページにおける被告巫召鴻(以下、「巫」と記す)に関する主張は、平成 25 年(ワ) 3072 号の判決書からの抜粋部分である。巫は、同訴訟で、インターネット掲示板「デタラメ判決を正す」巫の管理責任において、原告に損害等を与えた事実はなく、原告の請求の理由がないと主張した。その理由を本書面で詳細に記述するのは、同訴訟の繰り返しになる。本件訴訟の進行上、必要があれば、同訴訟の準備書面等を証拠提出することを検討する。

同訴訟は原告の請求に理由がないものとして、すでに控訴審判決によって確定している。

被告巫の言わんとするところ、被告巫と被告吉田の前訴事件と、本訴訟の請求趣旨は同一内容だから、訴訟要件の訴えの利益がなく棄却されるべきだ、これが双方被告の反論の骨子であると思料する。

本訴訟の主張立証の趣旨は、被告巫と被告吉田が共謀する虚偽申告・偽証から前訴判決の不当取得をした、前訴提訴後の係争中に為された権利侵害を提訴した、この趣旨で提訴して補正命令もなく、訴えの利益はがあると訴状審査で認められている。

## 1-2 被告巫の反論に対する、原告の反論と主張

### 2. 「第3事案の概要」について

この節の記述を、巫が理解できる範囲で整理すると、次の二点の主張である。

- ① 平成25年(ワ)3072号事件の訴訟における原告の主張の繰り返し。
- ② 訴外小川達夫氏の主催する「週刊相場情報掲示板」の管理人が巫あるいは巫および被告吉田卓朗であるという断定。
- ③ 同掲示板において、原告に損害を及ぼす投稿が行われているという主張。

①についての被告の主張ないし立場は、前節に記述したものと同一である。②について、原告はこれまで、いくらか同掲示板の管理人が巫ではないかと、巫に問い合わせてきたので、巫はその都度原告に対して電話して、巫は同掲示板にはまったく関与していない旨、説明している。原告は、巫の説明にもかかわらず、根拠もなく同じ主張を繰り返し、また、原告が主催するウェブサイトにおいて、そのような憶測を繰り返し公開している。これは、巫の名誉を傷つける悪質な行為である。

③については、巫は同掲示板の管理人ではなく、その掲示板に投稿されている原告に関する記事が原告に損害を与える不法な内容のものであるかを判断する立場にはないが、投稿内容をざっとみたところ、次のような理由により、原告の主張には理由がないものと感じている。

- ① 原告が主催するウェブサイトにおいて、原告が他人の名誉を毀損し、あるいは、他人のプライバシーを侵害する内容の記事等を長期間にわたり公開しており、「週刊相場情報掲示板」の投稿記事はそれらの公開記事に対する反論である点。
- ② 原告は、同掲示板の内容から損害を受けているとして、同掲示板を提供しているGMO社に、情報開示等を請求したが、同社は原告の主張には理由が認められないとして、請求に応じなかったこと。

### ①の項に対する反論

被告巫との前訴事件とは、請求原因・趣旨が異なる別事件訴訟である、前訴事件は平成25年12月27日の提起であり、原告の争点は以下の三点である。  
この掲示板とは巫が管理するデタラメ判決を正す掲示板をいう。

#### 争点 掲示板上に放置している不作為

#### 被告巫との前訴事件の争点

原告は、上記四者に抛る被侵害状態を伝えて削除を求めた、しかし被告は放置し続けている。

- ① 被告は、直ちに名誉毀損表現を削除できる立場にある。
- ② 掲示されている表現内容は、明白に原告への人格攻撃であるのは認識できる。
- ③ 被告が、削除に応じない意図的な不作為は、二年以上が過ぎる。

これら長期に亘る放置の帰責性の程度は甚大であり、原告個人が特定されて、原告の社会に向けた再審請求事件を毀損目的としたものであり、被告掲示板上の投稿自体削除すべき業務上の義務がある。

被告吉田への前訴事件の訴訟提起は、被告巫に先立つこと一ヶ月前の同年11月29日である、  
被告双方が共謀して、原告提起の訴訟妨害を目的とした、訴外・小川達夫を掲示板管理者とする週刊相場情報掲示板(以下、小川掲示板という)を開設した。  
これが本訴訟の主たる訴訟目的であり、真相の解明と責任の所在を求めての提訴である。  
被告巫は、逃げることなくこの争点A・B・Cに対して反論・主張をされたい。

#### 第4 法律上の争訟 及び主張と争点

##### 1 争点A 虚偽表示・不当表示

虚偽表示とは「相手方と通じて為した虚偽の意思表示」をいう(民法94条)

被告らは、係争相手である原告への訴訟妨害目的に、小川掲示板と称した登録人管理者不在の匿名掲示板を開設、この掲示板上で進行する弁論裁判に対して悪罵罵倒の威嚇威圧を仕掛けてきた。

虚偽表示の要件として、週刊相場情報掲示板と称した小川掲示板の登録者・管理者は被告らであり、外形・内実共に虚偽の意思表示が為されている、また両被告と訴外小川との通謀は明確である。

この週刊相場情報掲示板の名称は不当表示であり、景品表示法4条各号に抵触して、不当表示に該当する表示をすることは禁止されている。

### ②の項に対する反論・主張

小川掲示板の登録・管理者が、被告巫であるか被告吉田であるかと断定する根拠は訴状の3頁、上段から9行目の前訴被告巫の答弁書の記載から推知した。  
小川掲示板の開設時期、及び被告吉田に専用掲示板の提供を申出ている、インターネット初心者である吉田が、これを小川掲示板として、原告への訴訟妨害・誹謗中傷目的に流用している、この事実確認としての本訴訟であり、この疑惑を争点A・Cを挙げているのである。

### 3 争点C プロバイダ責任制限法違反

プロバイダ責任制限法とは、インターネットでプライバシー侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律である。

プロバイダには、掲示板を設置するWebサイトの運営者なども含まれる、つまり、運営する掲示板に個人のプライバシーなどを侵害する書き込みがあった場合についても、掲示板の管理者が責任を問われる。

原告は昨年7月、小川掲示板に係るサービス提供するGMOメディアに対して、発信者情報開示請求申立を行った。

しかし開示は拒否されたものの、小川掲示板の登録・管理者は、小川にごく近い事件関係者(柏市戸籍改竄事件)であるとの教示を得た。

被告巫の答弁書の内容と開設時期から、小川掲示板の登録・管理者は両被告であると確信を以って訴訟提起をしたのである。

#### ③の項に対する反論・主張

小川掲示板への被告吉田の投稿記事が損害を及ぼす事実とは、争点Bで論述している。

被告巫は、民事訴訟と刑事訴訟の違いを理解していない、民事裁判とは、権利の発生・障害・消滅の法律効果を組み合わせた請求趣旨に対して、相手の反証・反論によって、裁判所の判断が形成される。

被告巫は、先ずに請求原因・趣旨であるところの、争点A・B・Cに対して認否をせよ。小川掲示板が被告巫には何ら関係がなく、訴訟の濫用であるなら反訴なりをせよ。

### 2 争点B 共同不法行為に基づく名誉毀損・侮辱罪・威力業務妨害

他人の名誉を毀損した者に対しては、名誉を回復するのに適当な処分を命じることができる(民法723条)

**[1]一般多数人の事実に関するものであること**

**[2]公益を図る目的でなされたものであること**

**[3]真実であること**

この三点を具備しない被告吉田の違法記事を、被告巫の二つの匿名掲示板は即時掲載している、これに対して原告は、4年前の2011年春から、荒し行為を排除すべく投稿記事はチェックする承認制設定にせよと、提言・抗議し続けてきた。

被告吉田の投稿記事は、単なる誹謗中傷の域を超えて、原告の社会的評価を著しく低下させるものである、これらの記事内容は公然と事実を摘示するものであるか、否か、事実の摘示がない場合は、侮辱罪の成否が問われる。

威力業務妨害罪(刑法234条)の「威力」とは、他人の自由な意思決定を制圧するような威勢を示すこと(判例)であり、被告吉田の常軌を逸した罵倒と実名暴きには、冤罪事件被害者としては恐怖・憤怒に耐えない。

吉田訴訟の判決書には、「本訴訟提起以前に、被告吉田は原告の実名公開をした事実は認められない」この趣旨で原告敗訴としたが、実態は吉田提訴後に以前にも増して苛烈・執拗に実名暴きを、巫掲示板・小川掲示板で為されている。

訴訟当事者でありながら、他者を偽り裁判外での威力業務妨害行為、更に相場情報掲示板と偽装した匿名掲示板は、被告吉田の独占ヘイトスピーチ情宣の”公器”と化している。

小川掲示板の登録者・管理者の開示を求めて原告は、昨年と本年の二度に亘り当該プロバイダーのGMO社に開示請求申立をした。

しかしGMO社は、不開示の理由として「権利が侵害されたことが明らか」でないとして拒否された、これは原告のスタンスに基づく請求であり、これを被告巫が牽強付会するのは悪あがきに見える、ここで被告巫は、全く小川掲示板には関与していないと言い切れるか、いずれ真相が解る事案だが、そのときに悔いても時遅しである。

被告巫は、「巫は同掲示板の管理人ではなく」とあるが、原告は、巫は掲示板の登録者であり、被告吉田に、この掲示板を提供したのではないかと争点提起している。何故に、「登録者・管理人でなく」としないのか、ここに真相が隠されていると思料する。

②の項にある、訴外小川達夫の主催する「週刊相場情報掲示板」この主催者である小川本人が、掲示板のサービス停止・消去を求めて、警視庁サイバー犯罪課・千葉県警に出向いて昨年の4月から相談をしている。

小川は、週刊相場情報掲示板は他者が登録して、この操作・管理する立場になく、また能力もない、相場情報の提供という趣旨に反した吉田のみの投稿に、掲示板管理者責任を追及される恐れから困窮している。

そして小川は、掲示板の登録者・管理者は、吉田ないし巫であると明言した、これが本訴訟提起のトリガーとなった、法律云々の前に社会常識・通念上に於いても、自己名義の掲示板を強要されて、この返上すら適わないとは犯罪性をも疑う事案である。

## 結語

平成26年(ハ)第1153号事件と並行審理される本件は、共に前訴提起後の係争中に起きた被告らからの権利侵害であり、同じ案件の蒸し返しなる主張は失当である。また、前訴で被告らは虚偽申告・偽証をしており、この結果として判決の不当取得をしたのである。

被告吉田に於かれては、未だ答弁書の提出がされていない、両被告の認否・主張の違いを求めて、共同不法行為に基づく慰謝料請求である。

プロバイダ責任制限法に基づく週刊相場情報掲示板の管理者責任追及である、登録者・管理者は誰なのか、この単純明快な解明にある。

被告巫がこれに否認をすれば被告吉田の認否に真実があり、また掲示板の名義上の管理者・小川を証人尋問すれば済む、更に巫に於いては反訴するも佳きかな。

以上

証拠方法

甲第1号証から、甲第8号証まで提出する。